

保護者 殿

香蘭女学校中等科・高等科
保健室

感染症による出席停止の取り扱いについて

本校では、以下の感染性疾患について学校保健安全法施行規則に基づき「出席停止」といたしますのでお知らせいたします。

分類	疾患名	出席停止期間の基準	
第1種	※1	治癒するまで	
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風しん	発しんが消失するまで	
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
髄膜炎菌性髄膜炎			
第3種	※2	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	その	感染性胃腸炎	下痢、嘔吐症状が軽快し、全身状態が良好になるまで
	他の	マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態が良好になるまで
	感染	溶連菌感染症	適切な抗菌治療開始24時間を経て、全身状態が良好になるまで
症	手足口病	症状が改善し、全身状態が良好になるまで	

※1 第1種感染症（エボラ出血熱、クリミア・ゴング出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、急性灰白髄炎（ポリオ）特定鳥インフルエンザ）

※2 第3種感染症（コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎）

・提出していただいた登校許可書を確認させていただき、感染症について、学校から記載されている医療機関に問い合わせをする場合があります。

- ・ 登校可能になったら医師に「登校許可書」を記入してもらい登校してください。
- ・ 医師による連絡簿の記入も登校許可書の代わりとなります。その際は必ず、以下の事項を記入してもらってください。

- | |
|----------|
| ① 疾患名 |
| ② 出席停止期間 |
| ③ 医師の署名 |

登校許可書

中等科 ・ 高等科 年 組 番 氏名 _____

上記の者は _____ が軽快し、かつ学校保健法の基準により感染症の予防上支障がないと認めたので、登校を許可します。

出席停止期間

年 月 日 ～ 年 月 日
年 月 日

医療機関名

住 所

医 師 名

印

切

り

香蘭女学校中等科・高等科校長殿

取

り

登校許可書

中等科 ・ 高等科 年 組 番 氏名 _____

上記の者は _____ が軽快し、かつ学校保健法の基準により感染症の予防上支障がないと認めたので、登校を許可します。

出席停止期間

年 月 日 ～ 年 月 日
年 月 日

医療機関名

住 所

医 師 名

印

香蘭女学校中等科・高等科校長殿

線